第８章　ごみ処理広域化の検討

１．ごみ処理広域化の背景

我が国においては、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」といった社会から、天然資源の消費を抑え、環境への負荷をできる限り低くした「循環型社会」に転換することが求められています。そのためには、ごみの発生や排出を最小限に抑え、排出した場合でも資源として最大限に利活用し、どうしても利活用できないものは、安全で信頼性の高い処理を行うことが必要となっています。

行政が実施しているごみ処理は、廃棄物処理法第４条において、市町村の“責務”とされ、ごみを適正に処理するために必要な措置を講じることやごみ処理事業を能率的に運営することに努めなければならないことが定められています。

しかしながら、ごみ量の増加やごみ質の変化に対応するため必要なごみ処理技術が高度化していることや、自然環境へ与える負担をより一層低減させる必要があること、天然資源の消費を抑えるために各種リサイクルの推進が求められていること及び中間処理施設や最終処分場を整備するための用地の確保が難しくなっていることなど、ごみ処理に関する市町村の状況は非常に厳しいものとなってきています。

こうした状況に対応するため、面積、人口規模の小さい市町村が個別・単独に取り組むのではなく、複数の市町村が広域的に連携してごみ処理に取り組むことで、より高度かつ効率的な処理を行う施設を整備することや施設数の減少に伴う広域的な環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減が可能になります。

このようなことから、全国でごみ処理広域化への取組が進められています。

２．国のごみ広域処理の動向

（１）ごみ処理広域化計画

旧厚生省は、平成９年５月に各都道府県一般廃棄物担当部（局）長宛てに「ごみ処理の広域化計画について」の通知を行い、ごみ処理広域化を推進しています。

ごみ処理の広域化計画について（概要）

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成９年１月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。

また、別添内容には、今後新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態をもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。さらにはごみ焼却施設を全連続式とすることによってエネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止にも資することができる。なお、サーマルリサイクルの観点からは、ごみ焼却施設は、焼却能力300t/日以上とすることが望ましいとされ、広域化計画の内容には、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力 300ｔ/日以上（最低でも 100t/日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること。

（２）ごみ処理基本計画策定指針

環境省は、平成 20 年６月及び平成 25 年６月一部改訂の「ごみ処理基本計画策定指針」において広域的取組を推進しています。

広域的取組の推進（抜粋）

ごみの処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。

①広域的取り組みの必要性

他の市町村と連携等による広域的な処理は、再生利用が可能なごみを広域的に集めることにより再生利用がより容易な場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ焼却施設の集約化による全連続炉化によりダイオキシン類の排出抑制を図ることができること、地球温暖化防止に資する高効率発電などにより効率的な熱回収が可能となること、高度な処理が可能な小規模施設を個別に整備するよりも施設を集約化した方が全体として整備費用が安くなること等の長所があるため、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保して広域的な処理に対応するものとする。

他の市町村と連携等による広域的な取組を行うに当たっては、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

（３）廃棄物処理整備計画

政府は、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画について、平成 25 年度から 29 年度を計画期間とする新たな計画を、平成 25 年５月 31 日に閣議決定されました。施設整備計画に基本理念が示され、ごみ処理施設整備の広域化を推進しています。

施設整備計画　基本理念（抜粋）

基本理念項目（３）地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

広域的かつ総合的に廃棄物処理施設の整備等を推進するために平成 17 年度に創設された循環型社会形成推進交付金制度により、市町村等の自主性及び創意工夫を活かしながら、国と地方が構想段階から協働して循環型社会の形成を推進する。

その際、広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善並びに地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備、廃棄物系バイオマスの利活用の推進、災害対策の強化等、整備計画が示す具体的な方向性に合致するよう、総合的に一般廃棄物処理施設を整備していくこととする。

また、廃棄物処理施設は数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、広域的かつ計画的に廃棄物処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めることとする。

３．京都府ごみ処理広域化計画

京都府は、平成 11 年３月に「京都府ごみ処理広域化計画」（以下、「府広域化計画」という。）を策定し、ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底、ダイオキシン類の排出削減、焼却残さの高度処理対策、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、施設整備等のコスト縮減などの広域処理方針が示されています。特にダイオキシン類の排出削減対策としてごみ焼却施設は、原則として安定的な燃焼管理が可能な処理能力 100t/日以上の全連続式焼却施設（溶融方式のものを含む。）に集約化するとされています。

府広域化計画は府内を７ブロックに分け、本市は宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町とともに南部広域化ブロックに区分されています。

焼却施設については、計画目標年次を平成 30 年度として、４市３町の広域化ブロックで集約化し、必要な施設数を整備することとされています。

４．本市の取組状況

ごみの広域処理が環境負荷の低減やエネルギーの有効利用、経済性において優位性があることは、環境省において述べられているとおりであり、今後将来においてもごみ処理を本市単独で進めるのは環境、財政的に大きな負担が強いられると考えられることから、可能性のある限り広域化によるごみ処理を探っていくことが必要です。

ただ、今までごみ処理の広域化については、タイミングや条件が整わず本市単独での処理を進めてきたところです。

（１）ごみ処理基本計画

基本計画の中で、「中間処理施設計画の推進」及び「長期的な処理体制の検討」について、次のような施策内容になっています。

表８－１　基本計画の施策

基本施策	施策の内容
中間処理施設計画の推進 広域的な取組の検討	広域的に対応する方が効果的な課題が生じた場合には、近隣市町と協議を行い共同処理体制の確立を検討する。
長期的な処理体制の検討 広域的な取組の推進	・京都府ごみ処理広域化計画に基づき保守点検や緊急時の対応等ごみ処理の相互支援体制に努める。 ・災害時等における地域間の支援体制を確保するために、枚方市との間で締結した一般廃棄物（ごみ処理）に係る支援協定に基づき、相互支援に努める。 ・災害時等の相互応援・支援制度の拡充 震災等の災害時、施設の故障時、事故・改修時などの処理能力の低下時の相互応援・支援体制の拡充に努める。

（２）本市周辺の状況

本市は、京都府広域化計画において南部広域化ブロックに属しており、その中で広域化を推進することとされています。本市は南部広域化ブロックの南西部に位置しており、他には３市３町で構成されている城南衛生管理組合があり、南には、精華町、木津川市及び西には大阪府枚方市に隣接しています。本市隣接地の状況は図８－１に、本市隣接地域の人口、ごみ量、処理施設の状況は表８－２、８－３及び８－４に示すとおりです。

図８－１　南部ブロックと本市隣接地の状況

表８－２　本市隣接地域の人口

市町名			面積（㎢）	人口（人）	人口密度（人／㎢）	備考
京都府南部広域化	城南衛生管理組合	宇治市	67.55	191,211	2,831	
		城陽市	32.74	78,017	2,383	
		八幡市	24.37	73,113	3,000	
		久御山町	13.86	16,413	1,184	
		井手町	18.02	7,950	441	
		宇治田原町	58.26	9,788	168	
		計	214.80	376,492	－	
	京田辺市		42.94	66,395	1,546	
	計		257.74	442,887	－	
相楽広域化	相楽郡西部塵埃処理組合	木津川市	85.12	72,463	851	
		精華町	25.66	37,310	1,454	
		計	110.78	109,773	－	
大阪府枚方市			65.08	407,836	6,267	

※平成26年７月１日現在

表８－３　南部ブロックと本市隣接地域のごみ量（平成 24 年度）

市町村名			ごみ総排出量（t/年）	焼却処理量（t/年）
京都府南部広域化	城南衛生管理組合	宇治市	60,337	44,925
		城陽市	23,505	21,366
		八幡市	20,710	18,738
		久御山町	8,102	6,939
		井手町	2,703	2,146
		宇治田原町	3,854	2,833
	京田辺市		20,924	17,205
	合計		140,135	114,152
相楽広域化	相楽郡西部塵埃処理組合	木津川市	20,218	14,776
		精華町	10,940	7,386
	合計		31,158	22,162
大阪府枚方市			128,331	99,923

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

表８－４　南部ブロックと本市隣接地域のごみ（焼却）処理施設の状況

事業主体名	施設名称	処理能力	処理方式	炉形式	改廃	竣工
京田辺市	環境衛生センター甘南備園	80t/日	准連続運転	流動床式	－	S61
城南衛生管理組合	折居清掃工場	230t/日	全連続運転	ストーカ式（可動）	－	S61
	クリーン21長谷山	240t/日	全連続運転	ストーカ式（可動）	－	H18
相楽郡西部塵埃処理組合	打越台環境センター	60t/日	准連続運転	ストーカ式（可動）	－	S55
大阪府枚方市	穂谷川清掃工場第3プラント	200t/日	全連続運転	ストーカ式（可動）	－	S63
	穂谷川清掃工場第2プラント	300t/日	全連続運転	ストーカ式（可動）	廃棄	S48
	東部清掃工場	240t/日	全連続運転	ストーカ式（可動）	新規	H20

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

（３）周辺自治体との取り組み及び経緯

これまでのごみ処理広域化に関する本市の取り組み及び経過を以下に示します。

表８－５　周辺自治体との経緯

自治体名	経緯
城南衛生管理組合 （宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町）	平成 10 年に城南衛生管理組合と組合加入に向けた協議を行いました。その時一部事務組合の構成市に加わるための条件が示されましたが、加入条件や時期を検討した結果、当分の間、見送ることにしました。 その後、平成 15 年に城南衛生管理組合から、組合の新しい施設整備の都合により、組合への加入について最終的な決断をされたい旨の申し出がありましたが、総合的に検討した結果、本市単独でごみ処理を行う方針を決定し、現在に至ります。
相楽郡西部塵埃処理組合 （木津川市、精華町）	相楽郡西部塵埃処理組合は、府広域化計画の南部広域化ブロックに属していませんが、打越台環境センターに代わる新たな焼却施設について、平成 28 年度の稼働を目指して、整備を進めています。 本市とは既にある計画や建設のタイミングが合わず、また組合設立時の経過なども考慮すると、広域化は困難となります。
大阪府枚方市	大阪府枚方市は、北河内４市地域における広域共同事業として、北河内４市リサイクル施設組合により共同でペットボトル及びその他プラスチック製容器包装を中間処理されています。 可燃ごみの処理は市単独で行っており、東部清掃工場と穂谷川清掃工場第３プラントの２施設体制でごみ焼却を行われています。 穂谷川清掃工場第３プラントは、平成 25 年で稼働後 26 年目となり、施設の延命化と併せて次期処理施設の整備方針を検討することを掲げられています。 大阪府と京都府の広域化計画には、府境界を跨いだ計画はありませんが、本市と隣接しており、また、平成 21 年にごみ処理に係る相互支援協定を締結し、災害時、施設の故障時や事故、改修などで処理能力が低下した場合に互いに協力支援していく広域支援体制を結び良好な関係を継続しています。

５．枚方市とのごみ処理広域化の検討

現在、枚方市では、ごみ処理施設として「穂谷川清掃工場第３プラント」と「東部清掃工場」の２つの施設でごみの焼却処理を行っています。穂谷川清掃工場第３プラントは、昭和 63 年３月に稼働し、本市の焼却施設とほぼ同時期（昭和 61 年 12 月稼働）から焼却処理を行っており、施設の延命化と併せて後継施設の整備方針を検討することを掲げられています。

このことから枚方市を相手として、今後、広域処理について可能性を協議したいと考え、平成 26 年１月 31 日に「可燃ごみの広域処理の可能性」について協議したい旨の申入れを行ったところ、２月 17 日に協議の申入れを受諾する旨の回答がありました。

そこで、両市で可燃ごみ広域処理の可能性を協議・検討しました。

表８－６　京田辺市と枚方市の協議対象施設

項目	京田辺市	枚方市	
	甘南備園	穂谷川清掃工場 第３プラント	東部清掃工場
処理対象物	一般（可燃）ごみ、 事業系可燃ごみ	一般（可燃）ごみ、 事業系可燃ごみ	一般（可燃）ごみ、 事業系可燃ごみ
処理能力	40ｔ/日(16h)×２基	200t/日(24h)×１基	焼却 120t/日(24h)×２基 溶融 24t/日×２基
型式	准連続燃焼焼却炉	全連続燃焼焼却炉	全連続燃焼焼却炉
竣工	昭和 61 年 12 月	昭和 63 年３月	平成 20 年 12 月
稼働年数	27 年	26 年	５年

表８－７　京田辺市と枚方市のごみの分別

	京田辺市		枚方市	
	分別区分	収集頻度	分別区分	収集頻度
可燃ごみ	燃やすごみ	２回／週	一般ごみ	２回／週
不燃ごみ	粗大ごみ	１回／月	大型ごみ	１回／月
	埋立ごみ	１回／月	粗ごみ	１回／月
	－	－	臨時ごみ	制限なし
資源ごみ	空きカン	１回／月	空き缶・びん・ガラス類、スプレー缶	２回／月
	空きビン	１回／月		
	スプレー缶	１回／２月		
	ペットボトル	１回／月	ペットボトル・プラスチック製容器包装	１回／週
	－	－		
	乾電池	１回／２月	－	－

（１）ごみ処理責任、技術的側面、社会的側面からの整理

①ごみ処理責任

自治体の行っているごみ処理は、廃棄物処理法第４条において、市町村の“責務”とされ、ごみを適正に処理するために必要な措置を講じることやごみ処理事業を能率的に運営することに努めなければならないと定められています。

こうした状況に対応するため、複数の自治体が広域的に連携してごみ処理に取り組むことで、より高度かつ効率的な施設を整備することができ、広域的な環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減が可能となります。そうしたことから、国や京都府においてもごみの広域処理を推進しています。

広域処理において、共同処理や施設を集約した場合には、長期的かつ安定的な処理を実現するため、ごみ処理の責任を各自治体が公平に負担することが重要となります。

②技術的側面

ア．ダイオキシン類などの削減

最近の処理施設は環境対策技術の向上に伴い、ダイオキシン類の排出抑制対策も格段に強化されていますが、ダイオキシン類の発生量を削減するためには、①24 時間の連続運転を実現すること、②可燃ごみのごみ質の均質化により安定した処理を実現することが重要とされ、そのためには一定量の可燃ごみの確保が必要となります。

法的な基準値から、施設規模により大気排出基準が定められています。

表８－８　施設規模によるダイオキシン類の排出基準

処理能力	施設規模(24h 連続運転)	排出基準※1	備考
2t/h 未満	～48t/日未満	5ng-TEQ/Nm^3	※２
2t/h～4t/h 未満	48t/日～96t/日未満	1ng-TEQ/Nm^3	
4t/h 以上	96t/日以上～	0.1ng-TEQ/Nm^3	

※１　大気排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法）
※２　「ng」：ナノグラムのこと。グラムの 1,000,000,000 分の１（10^{-9}）である。
「TEQ」：毒性等量（Toxicity Equivalency Quantity 又は Toxic Equivalents の略）のこと。
毒性等量とは、異性体によって毒性の異なるダイオキシン類の毒性を 2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)［最も毒性が高いダイオキシン］に置き換えて示すものである。

イ．地球温暖化物質（二酸化炭素）の削減

広域処理により施設が集約化された場合、消費するエネルギー量はそれぞれが単独処理する場合に比べ少なくなり、地球温暖化防止に貢献できます。また、熱回収施設（焼却施設あるいはガス化溶融施設）を一定規模以上にすることによって発生する熱を利用した発電等が効率的に行えます。これに伴って買電量の削減が可能となり、間接的に二

酸化炭素の削減につながると考えられます。

一方で、広域処理を行った場合、一般的に収集運搬距離が長くなるため、その分運搬車から排出される二酸化炭素は増加することになります。

ウ．省エネルギー性及びエネルギーの有効利用

ごみ処理施設においては、廃熱を有効利用する取り組みが以前から進められていますが、近年は循環型社会の形成に向けて、サーマルリサイクルの重要性がこれまで以上に指摘されています。こうした廃熱の有効利用についても、一般的に一定の規模以上の施設とすることが効率化につながるとされています。

なお、焼却施設における発電設備の導入には、一般的に①処理量が 100t/日以上であること、②24 時間連続運転であることが必要とされています。

③社会的側面

ア．建設費

建設費は、施設規模が大きくなると、建設単価（施設規模 1ｔ当たりの建設費）は下がります。これはスケールメリット※1 と呼ばれています。

※1 「スケールメリット」とは、規模が大きくなることによって得られる利点です。特に経済で、経営規模が大きいほど生産性や経済効率が向上することを言います。

イ．用地取得費

ごみ処理施設を建設する場合、用地の拡張や新たな用地の確保が必要になります。施設を建設し、稼働させていく上での必要面積は、施設規模が２倍になっても、面積が２倍とはなりません。しかしながら、施設を複数設置する場合においては、周回道路や駐車場などをそれぞれ整備しなければならず、施設を１箇所整備する場合の２倍程度の面積が必要となります。

そのため、一般的に広域処理を行った方が用地取得の総面積は少なくて済み、用地取得費の削減につながります。

ウ．維持管理費

維持管理費の観点から比較すると、最も大きく差があるのは人件費です。施設を１箇所整備する場合と２箇所整備する場合では、人件費は２倍となりますが、施設規模が大きくなっても維持管理する内容はほぼ同様で、１施設当たりの維持管理人員が大きく増えることはありません。

また、２箇所設置する場合では、施設の点検・補修についても、施設の数によって機器が多くなる分、費用がかかることになりますが、施設機器は施設規模によって多くな

ることはありません。

したがって、一般的に広域処理は、人件費及び施設の点検・補修に対する費用の削減につながると考えられます。

エ．収集運搬費

収集運搬にかかる費用は、一般的に広域処理の方が、収集運搬距離が長くなる分、費用がかかりますが、それぞれの施設の立地条件によって大きく変化します。

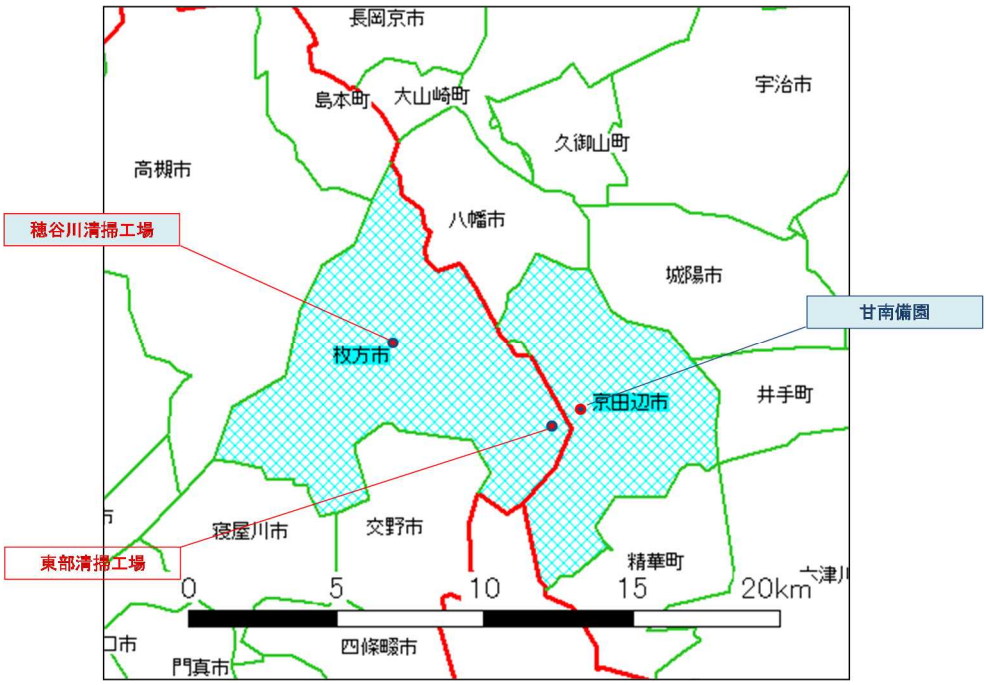

図８－２　枚方市と本市の施設の位置関係図

※枚方市域は、東西が約 12km、南北が 8.7km で、北を頂点とした三角形に似た形状で面積は 65.08km^2 です。
本市域は、東西が約 5.5km、南北が 10.9km と南北に長く、面積は 45.94km^2 です。

以上のように、一般的には広域処理が単独処理に比べて優位性が高いとされています。

６．ごみ処理広域化の比較検討

（１）将来施設の施設規模（推計）想定案

枚方市の基本計画「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」（平成 21 年６月）の中で、平成 30 年度焼却処理量の目標値として、ベース減量目標では 90 千ｔ、高水準減量目標では 83 千ｔと推計されています。

現状の焼却処理量実績は 99,923ｔ（平成 24 年度）となっています。

ここで、焼却処理量を 95 千ｔとし、穂谷川清掃工場第３プラントの後継施設規模を約 110t/日として検討を進めることにします。

表８－８　将来施設の施設規模

施設更新規模	甘南備園	穂谷川清掃工場 第３プラント
現施設	80t/日（16h）	200t/日（24h）
単独施設	約 70t/日（24h）	約 110t/日（24h）※
広域施設	約 180t/日（24h）	

※枚方市の将来ごみ量推計は幅を持たせて予測されており、穂谷川清掃工場第３プラント施設規模は 68～132t/日とされています。

（２）広域化の候補地

枚方市ごみ処理施設整備基本構想（案）において、都市計画標準（案）及び都市計画運用指針に示された条件や今までの経過などを踏まえて、穂谷川清掃工場第３プラントの後継施設の候補地として、東部清掃工場が適しているとの考えを示されており、広域化の施設の候補地としては、京田辺市では甘南備園（拡張を含む。）、枚方市では東部清掃工場用地となります。

（３）比較検討の項目

熱回収施設について、以下の表に示すとおり環境保全性、資源循環性、経済性、維持管理性、安全性、合理性の６項目を設定し、それぞれの項目について比較検討を行いました。

施設規模等は、今後のごみ処理施設整備基本計画の策定時に、ごみ処理量を改めて精査して決めることになります。その時点における仕様（計画内容）とともに、建設費などを見直すことが必要となります。

※「経済性」ついては、第６章の処理方式で評価が高かった焼却施設で、採用実績が最も多いストーカ方式を例として評価します。

施設整備費については、国等の補助金及び交付金を除いた総額とし、第９章「事業計画」の「0.6 乗則」により最近の実績例（H26.4）である大阪府寝屋川市（規模 200t/日）の税抜き入札額を参考として試算します。また、施設建設仕様や物価変動等は考慮していません。

（３）単独処理と広域処理の比較

６つの項目に基づき検討した結果は、以下のとおりです。

表８－９　単独処理と広域処理の比較

項　目	内　容	単独処理（想定：70t/日　35t/24h×２炉）	広域処理（想定：180t/日　90t/24h×２炉）
1)環境保全性	①ダイオキシン類排出量基準値	5.0ng-TEQ/Nm³（１炉処理能力 2t/h 未満） 施設規模により法的な基準値が決められている。	1.0ng-TEQN/m³（１炉処理能力 2～4t/h 未満） 施設規模により法的な基準値が決められている。
	②ダイオキシン類の削減対策 ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について（H9.1.28 旧厚生省）	焼却施設において、ダイオキシン類の排出の少ない適切な焼却を行う事が最も重要である。これにより大気へのダイオキシン類の排出が削減されるばかりでなく焼却灰や、排ガス処理施設において捕捉される飛灰に含まれるダイオキシン類の低減まで行う事ができる。 ・ごみ質、ごみ量の安定化 ごみが集まることにより、ごみ質の均一化が容易になる。これによって安定的な燃焼が可能となり、ダイオキシン類の生成抑制が期待される。 ・燃焼の安定化 全連続炉では一定量を 24 時間連続で供給することができ、安定的な燃焼を行えるのでダイオキシン類の生成を低く抑えることができる。 ・排ガス処理の高度化 広域処理による大型施設により活性炭吸着や分解除去など排ガスの高度化処理を行うことが容易になる。 →ダイオキシン類の排出削減 　全連続炉で安定的な焼却を行うためには、ある程度のごみ量が必要となるので、ある程度の人口規模が必要となる。このため、人口の少ない地域においては広域化が優位となる。	
	③二酸化炭素排出量	477kg-CO_2/t-焼却ごみ	379kg-CO_2/t-焼却ごみ
		広域化により施設が集約化された場合、消費するエネルギー量はそれぞれが単独処理する場合に比べ少なくなる。また、発電についても大型施設の方が、発電効率が高くなるため、買電量の削減が可能となり、間接的に二酸化炭素の削減につながると考えられる。 一方で、広域化を行った場合、運搬車両が集中することに伴い、施設周辺の環境負荷の増加する可能性がある。	
2)資源循環性	①余熱利用	70t/日程度以下の施設では、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することが困難である。	大型の施設にすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することできる。
3)経済性	①事前調査費等	167,000 千円	157,100 千円
	②施設整備費	6,000,000 千円 単独処理では、交付金を得られない可能性がある。	4,123,400 千円 施設整備のスケールメリットが単独処理に比べて得られる。
	③収集運搬費	339,400 千円/年 現状と同様である。	339,400 千円/年 施設の設置場所については、甘南備園と東部清掃工場のどちらになっても、収集運搬費用等は現状と大きくは変わりません。
4)維持管理性	①維持管理費	388,521 千円/年 施設運営費は 24 時間稼働により人件費が増加する。	314,517 千円/年 施設運営費は、施設の集約化により人件費は削減することができる。
	②収集運搬の効率	現状と同様である。	施設の設置場所については、甘南備園と東部清掃工場のどちらになっても、収集運搬効率は現状と大きく変わりません。
5)安全性	①収集運搬	現状と同様である。	施設の設置場所については、甘南備園と東部清掃工場のどちらになっても、安全運行は現状と大きくは変わりません。
	②施設稼働	24 時間運転となるが、現状と同様に行うことは可能である。	枚方市と共同で行うため、施設運営のノウハウを活用することができる。
6)合理性	①市民サービス	現状のとおりである。	一般的にはごみの排出区分や収集形態の統一を図る必要があるが、可燃ごみ共同処理を対象としているので、その部分の検討となる。
	②事務手続き	施設整備に必要な手続きや施設運営については、すべて本市で行える。	施設整備に必要な手続きや事業主体、施設運営は、すべて枚方市と調整して行う必要がある。
	③災害時の対応	枚方市との災害時などの処理能力低下時の相互応援・支援体制の継続と、枚方市以外の自治体と同相互応援・支援体制の拡充に努める必要がある。	ごみ処理の共同処理を足がかりに、それ以外の分野での相互応援、支援体制の可能性を探ることができる。

（４）ごみの広域処理の主な課題

枚方市との広域処理を進める上で、具体的な課題が挙げられます。これらの課題については、両市で解決に向けて、総合的に進めることが必要と考えます。

①施設の配置と共同処理施設の候補地の選定

両市において、共同でごみ処理を行う場合、その処理に必要な共同処理施設をどこに配置するかが大きな課題となります。

共同処理施設の候補地の選定にあたっては、将来の建替などの長期計画を踏まえ、ごみ処理の負担と責任の公平性や市民の理解を十分に配慮し、検討する必要があります。

また、その配置については、両市のいずれかに負担が偏ることのないよう、両市で交互に配置するなどが考えられます。

②ごみ広域処理に向けた分別・収集等の取り扱い

現在、両市は地域特性に応じたごみ処理施策に基づいて、ごみ処理を行っています。そのため、ごみの分別や収集、資源化の方策に相違があると考えられます。

今後、ごみの広域処理の検討に当たっては、ごみ処理施策や分別・収集方法や資源化方策などの相違をどう調整するかを併せて検討する必要があります。

③広域組織（運営形態）の検討

ごみの広域処理の組織（運営形態）としては、一般的に一部事務組合などが考えられますが、他の方式も含め広い見地から検討、協議する必要があります。

④広域処理システムに係る費用負担

広域の組織（運営形態）の検討と併せて、ごみ処理等に必要となる経費の負担方法や負担割合などについて、検討する必要があります。

⑤ごみ処理広域化に向けた今後のスケジュール

本市の甘南備園焼却施設と枚方市穂谷川清掃工場第３プラントの２施設の後継施設整備を統合する計画になるため、広域処理の組織のあり方などの課題も含め、それぞれのスケジュール調整を行う必要があります。

⑥その他

枚方市との広域処理の検討に当たっては、京都府や大阪府、さらには関連する周辺市との関係も十分留意しながら取り組む必要があります。

７．広域化に対する考え方

（１）広域化に対する検討結果

本市は、昭和３６年から半世紀にわたって甘南備園でごみ処理を行ってきました。

この間、ダイオキシン類の問題等を解決するために、京都府ごみ処理広域化計画に基づき城南衛生管理組合と広域化に向けて検討・協議を行いましたが、その加入条件等が厳しいものであったことから合意に至らず、本市単独でごみ処理を進める方針を決めた経緯があります。

建て替えを検討するに際して、国や京都府がごみ処理広域化を施策として進めており、広域化について検討を行うこととされていることから、本市においても、改めて、周辺自治体との広域化について検討を行うこととし、枚方市と可燃ごみの広域処理の可能性について、探ることにしました。

そこで、枚方市との広域化については、甘南備園焼却施設と穂谷川清掃工場第３プラントを対象施設として協議を行うとともに、環境面や経済面などさまざまな事項について検討を行いました。

その結果、環境対策が容易に行えるなど、市民への負担が少なくなる広域処理の優位性が高いこと、また、両市で交互に建設するということから、先行後行を問わず、ごみ処理の負担と公平性が確保されることになりました。

さらに、甘南備園焼却施設は、穂谷川清掃工場第３プラントと比べて稼働時期が２年早く、また、先に大規模改修や更新計画を進めていることから、先行して施設更新を行うことが合理的と考えます。

（２）課題に対する両市の考え方

ごみ広域処理の主な課題について、枚方市と京田辺市の両市間で協議を重ね、以下の考え方を双方で確認しました。

①施設の配置と共同処理施設の候補地の選定

広域処理を行う新たなごみ処理施設（以下「新施設」という。）は、京田辺市の甘南備園（拡張を含む。）に建設します。また、その新施設を更新する場合の次期後継施設は、枚方市東部清掃工場用地に建設します。

②ごみ広域処理に向けた分別・収集等の取り扱い

両市のごみ収集については、市域区分に応じてそれぞれの市がそれぞれの計画に基づき担当します。

③広域組織（運営形態）の検討

平成 27 年度に両市による協議会を設置し、協議します。

④広域処理システムに係る費用負担

新施設に係る費用は、ごみ処理量を基本に両市が応分の負担を行います。

⑤ごみ処理広域化に向けた今後のスケジュール

新施設の建設は、平成 35 年度の稼働を目指します。